

静岡県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年3月24日

静岡県監査委員 青木清高
静岡県監査委員 城塚浩
静岡県監査委員 鈴木利幸
静岡県監査委員 落合慎悟

監査対象機関	監査結果報告年月日
熱海健康福祉センター	平成28年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 措置入院患者の費用徴収に係る認定事務の不適切な事務処理 3 内容 熱海健康福祉センターの職員は、平成24年度から27年度にかけて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、措置入院を命じた者から措置入院に関する費用の徴収を判断するために必要な書類を家族等から徴収せず、費用徴収の認定を行っていなかった。	
【措置の内容】 措置入院患者に係る未処理の費用徴収認定事務について、関係する患者・家族に訪問、謝罪の上、事情を説明して、認定に必要な書類の提出を依頼するとともに、提出された書類に基づき費用徴収の認定を完了しました。 再発防止対策として、以下の措置を講じ、適正な事務執行に努めています。 ・ 措置入院患者単位に措置入院から措置解除、費用認定の結果までを一つの台帳にまとめ一連の手続きの漏れがないよう進捗管理を行い、定期的に担当課長が確認を行っています。 ・ 県障害福祉課において、手続きの漏れが起らないよう「保健所における措置入院業務等実施要領」を平成28年7月14日付けで改定し、全健康福祉センターに通知しました。これを受け、当健康福祉センターでは、当該要領を担当職員に周知し、適正な事務を進めています。	

【監査の結果】

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 件名 | 交通加害事故の発生 |
| 3 内容 | 平成27年度に、公務中における交通加害事故が2件発生していた。 |

【措置の内容】

職員の交通安全意識の高揚に加え、運転技術の向上によるリスクの軽減を図るために、次のとおり、交通事故の防止対策強化に努めています。

- 1 「公用車運転前チェック表」を備え、運転前に必ずアルコールチェックをしてから出張するようにしています。
- 2 公用車で出張する職員に、気をつけて運転するよう、総務課職員が声掛けをしています。
- 3 毎月実施する課長・班長会議に交通安全対策会議を併せて実施し、余裕のある運行、前向き駐車や同乗者の確認補助の推進など、交通安全対策の徹底を図っています。
- 4 各季の全国交通安全運動に併せて、スローガンや注意事項をメール送信し、各職員の意識の喚起を図っています。また、交通事故多発警報発令時には、その都度、内容を職員へ周知しています。
- 5 交通安全協会が作成した交通事故危険マップ等を掲示しています。
- 6 「今日の交通安全標語」を毎日、全職員にメール送信し、交通安全の意識を確認しています。
- 7 全職員宛の定期的メールにおいて交通安全の話題を積極的に取り上げています。
- 8 業務疲弊のある長距離出張者には、公共交通機関の利用も勧めています。
- 9 交通事故発生時対応マニュアルを公用車に備え付けるとともに全職員に配布しています。
- 10 熱海総合庁舎及び東部総合庁舎交通安全研修会等へ職員を積極的に参加させています。
- 11 「コンプライアンス通信」を利用した危険予知トレーニングを、毎月、各課で実施しています。
- 12 静岡県安全運転管理協会発行の交通安全広報誌「安全運転管理しずおか」を供覧し、交通事故防止に役立てています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中部農林事務所	平成28年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①補助金交付額の確定の未実施</p> <p>3 内 容 平成27年度担い手育成総合対策事業費補助金（機構集積協力金交付事業）の交付事務において、交付額の確定及び補助事業者への通知を行っていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、補助金交付事務において県庁担当課からの説明を誤認し、交付額の確定及び補助事業者への通知を行っていなかったものです。</p> <p>予備監査後、直ちに交付額を確定し、補助事業者に通知しました。</p> <p>今後は、交付要綱及び県補助金交付規則等の関係規程を周知徹底するとともに、進捗管理を適切に行うことにより、補助金交付事務の適正な執行に努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成25年度から27年度にかけて、3年連続で交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通安全対策については、当事務所の課長以上の職員で構成する「交通安全委員会」を設置し、年間の活動計画を策定の上、毎月開催する委員会で交通安全対策の注意喚起をするとともに、交通事故に関わる資料を配布するなど、交通事故の防止に向けたコンプライアンス推進のための啓発を行っています。</p> <p>また、交通安全に向けた取組として、朝礼時の交通安全標語の唱和及びヒヤリハット体験の発表、セーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー150」への全職員の参加、年度当初の交通安全自己目標の設定及び自己評価、静岡総合庁舎交通安全委員会主催の交通安全講習会への参加など、安全運転の徹底等について注意喚起を行っています。</p> <p>平成28年度はこれまでの取組に加え、公用車を運転する前のアルコールチェッカーによるセルフチェックの実施により、職員の安全運転への意識高揚を図っています。</p> <p>今後とも、交通事故再発防止のため、日常的な取組を継続し、職員の交通安全意識を高めるとともに安全運転の徹底に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
あしたか職業訓練校	平成28年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 未成年者誘拐容疑による職員の逮捕</p> <p>3 内 容 あしたか職業訓練校の職員は、被害者が未成年者であることを知りながら被害者保護者の意に反し自宅へ同居させ、未成年者誘拐の容疑で逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成28年 4 月22日付けの経済産業部長通知「綱紀の厳正保持について」を受け、今回の事件を踏まえ、公務中にはもちろんのこと、公務外においても自らの行為が、県民の信頼を著しく損ない、県の公務全体の信用に影響を与える可能性があることを十分認識して行動するよう、所属職員に改めて指示しました。</p> <p>さらに、同年6月に職場意見交換会を開催し、公務員倫理と職務外の行動について話し合い、一人ひとりが高い倫理意識を持って行動していくことの決意を新たにしました。</p> <p>今後も、コンプライアンスの遵守について、職員の積極的な取組を促し、不祥事を許さない職場づくりに努めていきます。</p> <p>なお、この職員は平成28年 5 月12日に不起訴処分となり、6 月27日付けで停職 6 箇月の懲戒処分が行われました。停職期間中は定期的に面談し事件の振り返りをさせて、非違行為に対して猛省を促しました。復職後も定期的に公務員倫理について個別に指導を行っております。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所	平成28年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 職員による業務上横領及び窃盗の発生</p> <p>3 内 容 沼津土木事務所の職員は、平成27年4月から11月の間、29回にわたり事務所及び港湾課親睦会の会費計2,572千円を引き出し、手持ち現金として管理していた4,500円とともに、横領した。さらに、平成27年9月に他の職員が管理していた同好会の預金通帳とキャッシュカードを窃取し、2回にわたり計241,000円を不正に引き出し私的目的に費消した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事件発覚後、全職員に対し、コンプライアンス意識の再確認と非違行為防止の注意喚起・徹底を指示しました。</p> <p>また、被害に遭った事務所親睦会費等の預金通帳やキャッシュカードの管理が杜撰であったことや、会の経理等が会計を担当する職員に任せきりになっており、各会の代表者等によるチェックが働かない状況にあったことが事件を引き起こす契機となったと考えられることから、親睦会等の預金通帳及びキャッシュカードについては、原則、総務課内の鍵の掛かる鉄庫に保管することとし、各会の代表者等による経理状況の定期的なチェックを徹底するなど、再発防止に努めています。</p>	

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 ①公有財産台帳等の不適切な整備
- 3 内容 流域下水道事業特別会計における公有財産台帳等が、平成21年度以降未整備であった。

【措置の内容】

財産事務について、関係職員の認識不足により、工作物など公有財産台帳の一部が未整備となっていたものです。

平成28年9月12日に本庁生活排水課、沼津土木事務所総務課、下水道課で打合せを行い、公有財産台帳の整備方針を確認し、台帳整備に着手しました。現在、その方針に基づき、年度内の公有財産台帳整備に向け、作業を進めています。

今後は、年度当初に公有財産台帳の内容を確認するとともに、公有財産台帳の修正が必要な工事を実施する場合は、工事完了後速やかに公有財産台帳の修正原稿を作成して異動報告に備えることとし、公有財産台帳への登載漏れの防止に努めます。

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 ②建設工事の不適切な設計変更事務及び工期延長請求書の未徴収
- 3 内容 平成27年度（都）池田柵線社会資本整備総合交付金事業（街路）工事において、書面による設計変更指示が行われていないものがあり、変更契約締結の時期も適切でなかった。また、受注者から工期延長請求書を提出させることなく、工期延長に係わる変更契約を行っていた。

【措置の内容】

関係職員が、設計変更や契約変更に関する規則等を十分理解していなかったことが原因で生じたものであり、工事に係る設計変更や変更契約を行う際は、設計変更事務処理要領に基づき、時期等適切に手続きを行うよう職員に改めて周知しました。

また、天候不良等、受注者の責めに帰すべきことができない事由により工期内に工事を完成することができず、工期の延長変更が必要となった際には、工期延長請求書等の提出が必要であることを事業者や職員に対して改めて周知しました。

今後は、複数の職員によるチェック体制をより強化し再発防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
吉原工業高等学校	平成28年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（酒気帯び運転）の発生</p> <p>3 内 容 吉原工業高等学校の実習助手は、公務外において酒気帯びで乗用車を運転し、カーブミラー等を損傷する物損事故を起こした。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成28年 5 月から次の取組を実施するとともに、交通違反の再発防止に努めています。</p> <p>1 職員会議や朝の打合せ等において、県教育委員会からの通知及び関連事案を紹介し、注意喚起を行っています。</p> <p>2 職員会議や研修会の場で、「信頼にこたえる」別冊版「研修用事例集」の交通関係事例や、「不祥事根絶（飲酒運転防止）のワークシート」、「不祥事根絶自己チェック表」、「教職員交通安全ニュース」等を配布し、研修資料として活用しました。</p> <p>3 飲酒運転撲滅のために、飲酒の場には「車で行かない」、「車の場合は、他の参加者に伝える」、「お互いに声を掛け合う」を徹底し、周囲も協力して防ぐようにしました。</p> <p>4 毎週 2 回、放課後に学校周辺で生徒の下校指導、交通指導を継続して行うことにより、職員自らの交通安全に対する意識の高揚も図っています。</p> <p>5 外部から講師を招き実施した「交通講話」を教職員も聴講し、歩行者及び自転車の動きや事故の起こりやすい道路について確認しました。今後も定期的に外部講師による講話を実施していく予定です。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田商業高等学校	平成28年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故発生後、校長から当該職員に対し厳重注意するとともに、他の教職員に対しても交通安全に対する注意喚起をしました。</p> <p>その後も次のとおり研修会の開催等による再発防止の取組を実施しています。</p> <p>1 研修会の開催（平成27年11月以降実施した内容）</p> <p>(1) 警察署職員を講師に招き、交通安全に関する講演等による注意喚起をしました。</p> <p>(2) 警察署作成の資料の配布や交通事故に関するDVDの貸出による注意喚起をしました。</p> <p>(3) 高齢者事故防止に関するDVDの視聴等による注意喚起をしました。</p> <p>(4) 飲酒運転の危険性に関するDVDの視聴等による注意喚起をしました。</p> <p>(5) 全国交通安全運動の取組の紹介等による注意喚起をしました。</p> <p>2 その他の取組等</p> <p>長期休業期間前の職員会議で校長から教職員に対し、交通安全の遵守について話をするなど、随時、注意喚起をしました。</p> <p>なお、今後も交通安全に関する情報共有や注意喚起を行い、交通加害事故の防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
川根高等学校	平成28年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 時間外勤務に係る不適切な事務処理と虚偽報告</p> <p>3 内 容 平成26年度から27年度にかけて、時間外勤務実績が労働基準法第36条に基づく協定による時間外勤務の限度時間を超えることがないよう過少に手続し、その虚偽の実績のまま支払手続を行った。さらに過少に手続された時間外勤務の時間数と齟齬が生じないよう、虚偽の戸締り日誌を作成するとともに、静岡県人事委員会の現地調査において、過少な実績として指摘されないよう不適切な陳述等を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 平成28年1月から次の(1)、(2)のとおり改善措置をしました。</p> <p>(1) 事前申請、事前命令を徹底しました。</p> <p>(2) 協定による時間外勤務の限度時間を超過していないか、虚偽の記載をしていないかを確認するため、戸締り日誌を毎日確認することとしました。</p> <p>2 平成28年4月から次の(1)から(5)の取組を実施し、時間外勤務の適切な取扱いに努めています。</p> <p>(1) 協定書の写しを各職員に配布し、計画的な業務の遂行と協定の遵守を指示しました。</p> <p>(2) 朝の打合せで各職員に当日の業務を表明させることで、計画的な業務の遂行を意識させています。</p> <p>(3) 朝の打合せで各職員に表明させた当日の業務に対し、優先順位や作業手順について意見交換し、より迅速かつ円滑な処理に努めています。</p> <p>(4) 時間外勤務を予定している場合は、内容の適否と要不要を確認し、事前の申請と命令が必要であることを伝達しています。</p> <p>(5) 所属長が毎日戸締り日誌を確認し、押印することで、時間外勤務の過少申請等の再発防止に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松特別支援学校	平成28年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成25年度から27年度にかけて、3年連続で交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 毎月の職員全体の打合せ等で交通事犯の事例を話し、職員に注意喚起を促しました。</p> <p>2 主事会や運営委員会で交通事故の未然防止について指示を伝え、各学部において普段から職員の交通安全への意識を高める指導を行うように指示しました。</p> <p>3 下記の「交通安全5則」カードを全職員に配布し、毎朝、打合せで唱和しました。</p> <p>(1) 飲酒運転は絶対にしない。</p> <p>(2) 安全速度は必ず守る。</p> <p>(3) カーブの手前ではスピードを落とす。</p> <p>(4) 交差点では、必ず安全確認する。</p> <p>(5) 「一時停止」では確実に止まる。</p> <p>4 玄関に「交通事故無事故・無違反」カレンダーを掲示し、全職員に無事故・無違反の継続に努めるよう指示しました。</p> <p>5 「校長室だより」でも安全運転に対する意識啓発について触れ、校内ネットワークの掲示板に載せました。</p> <p>6 毎朝、通勤時間帯に学校付近の道路わきに管理職が立ち、安全運転への理解啓発を行いました。</p> <p>7 職員の交通安全の意識向上、交通事故防止対策等について協議する校内交通安全促進会を開催し、対策を協議しました。</p> <p>8 平成28年度は、「チャレンジラリー150」（民間企業の企画事業）に昨年度以上の職員がエントリーし、50チームが150日間の無事故・無違反に向けて取り組みました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津警察署	平成28年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、公務中における交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故発生後、当事者職員に対し署長から口頭注意するとともに、当事者職員が当該事故の発生原因を自己分析した資料を教材として活用し、再発防止を図っています。 ・ 年間を通じて、運転に不慣れな新人職員に対しては、自動車学校における講習を受けるよう推奨しています。 ・ 2か月に1回、各課の代表者が出席して交通事故防止に関する検討会を開催し、職員の交通安全意識を醸成しています。 ・ 毎月1回、交通安全会会報を発行するとともに、啓発チラシの作成や当署独自の標語「ぬまづあんぜん」をもじった安全5則を提案して職員に安全運転の徹底を図っています。 ・ ドライブレコーダー及びバックモニターの設置を促進し、安全運転の意識高揚を図っています。 ・ 運転に不慣れな若手職員を対象として、平成28年9月に操車訓練及び自転車安全指導を、平成28年5月、10月及び12月に二輪車走行訓練をそれぞれ実施しました。 <p>(警察本部における措置)</p> <p>警察本部監察課が次の措置をとり再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹部の同乗指導により自己の運転特性を認識させる施策を推進しています。 ・ 愛車精神を醸成させるため、公用車の自主点検を実施させています。 ・ 各種監察の機会において、交通事故防止に関する指導状況を検証し、その徹底を図っています。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部静岡県済生会	平成28年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 借入金の貸借対照表計上額の誤り</p> <p>3 内 容 借入金台帳の借入金の合計額と貸借対照表の借入金の計上額が一致していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>会計基準の大幅な変更について、処理業務に係る知識と経験の乏しさから、十分理解しないまま不適切な会計処理を行ってしまいました。今後は、法令・規則等の内容について、周知徹底を図るとともに、会計研修の受講等により会計処理事務手続に関する知識の習得に努めます。</p> <p>また、事務処理の漏れや誤りがないように、複数の職員によるチェック体制を確立し、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
伊豆漁業協同組合	平成28年12月 5 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 指定管理業務に係る再委託の承認漏れ 3 内 容 平成27年度の指定管理運営業務の一部を再委託する際、県の承認を受けることなく、再委託契約を締結していた。	
【措置の内容】 再委託契約書については、平成29年 1 月 6 日付けで下田土木事務所に提出し、同日、承認をいただきました。 今後、再委託契約をする場合は、同様の承認申請の遅延を防ぐためにも、静岡県営漁港内指定管理施設の管理運営に関する協定書の第14条第 3 項に基づき、運営業務実施計画書を提出する際に契約書の案を添付し、事前に通知するよう再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
機関名非公表	平成28年12月 5 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 個人情報への漏洩 3 内 容 経済産業部出先機関の職員は、所属が保有する個人情報を漏洩した。	
【措置の内容】 保有する個人情報が漏洩することで、個人の権利や利益を侵害するなど深刻な事態につながる恐れがあることを再認識し、改めて全職員に対して、保有する個人情報の取り扱いに万全を期すよう指示しました。 さらに、平成28年 6 月に開催した職場意見交換会において、コンプライアンスの遵守、綱紀粛正の再徹底を図るなど、再発防止に取り組んでおります。	